

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
平成28年4月27日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 5件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 5件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500727号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1600015号

第1 結論

請求者のA社における平成21年7月24日の標準賞与額を12万7,000円に訂正することが必要である。

平成21年7月24日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成21年7月24日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和60年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成21年7月

A社から平成21年7月に賞与が支給され、厚生年金保険料も控除されていたはずなので、当該賞与を記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

事業主は、請求期間について、請求者に12万7,000円の賞与を支給した旨の回答をし、当該賞与から厚生年金保険料を控除していた旨の陳述をしていること、B市役所から提出された請求者の平成22年度市・県民税所得照会回答用証明書に記載された社会保険料の金額は、オンライン記録等から算出した社会保険料控除額と請求者の標準賞与額を12万7,000円として算出した社会保険料控除額との合算額よりも高額であること及び当該期間に係る複数の同僚の賞与明細書により、賞与の支給額に基づく標準賞与額に見合う厚生年金保険料の控除が確認できることから、請求者は、標準賞与額(12万7,000円)に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、賞与の支給日については、同僚のオンライン記録により、平成21年7月24日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届

を、社会保険事務所（当時）に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500709号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1600017号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における平成23年10月1日から同年12月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成23年10月から同年11月までの標準報酬月額については、14万2,000円から16万円とする。

平成23年10月から同年11月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成23年10月から同年11月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和51年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成23年10月1日から同年12月1日まで

請求期間の標準報酬月額は、現在16万円が保険給付とならない(厚生年金保険法第75条本文該当)記録となっている。

私がA社から標準報酬月額16万円に見合う厚生年金保険料が控除されたのは確かであり、給与支給明細書を提出するので請求期間について、年金額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された請求期間の給与支給明細書、B社から提出された当該期間の支給台帳及び厚生年金保険被保険者報酬月額変更届から、請求者は、当該期間において事業主から16万円の標準報酬月額に相当する給与を支給され、当該給与から標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険被保険者報酬月額変更届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提

出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500413号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1600019号

第1 結論

請求期間のうち、請求者のA社における平成25年6月1日から同年7月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成25年6月の標準報酬月額については、30万円から56万円とする。

平成25年6月1日から同年7月1日までの期間について、厚生年金保険の保険料を徴収する権利が時効により消滅した期間は、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和40年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成22年2月1日から平成25年7月1日まで

A社で勤務していた期間について、給与額は約50万円であったにもかかわらず、標準報酬月額は30万円と記録されているため、年金額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間のうち、平成25年6月1日から同年7月1日までの期間に係る標準報酬月額は、A社から平成27年8月26日付けで厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届訂正届が届出されたことにより30万円から56万円と訂正されているところ、厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、保険給付の計算の基礎とはならない標準報酬月額として記録されている。

しかし、平成25年6月1日から同年7月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により保険料徴収権が時効により消滅していない期間であることから、請求者から提出された明細書及びA社から提出された給与台帳により、請求者は当該期間に係る標準報酬月額の決定の基礎となる平成24年4月から同年6月までは、標準報酬月額56万円に相当する報酬月額が事業主により請求者へ支払われていたことが確認できることから、請求者の保険給付の

計算の基礎となる平成 25 年 6 月の標準報酬月額を 56 万円に訂正することが必要である。

一方、請求期間のうち、平成 22 年 2 月 1 日から平成 25 年 6 月 1 日までの期間について、請求者は、明細書の支払額はおおむね 50 万円である上、経費項目にある B 費は、事業主負担分の社会保険料であることから、本人負担分と合わせて二重に控除されていた旨主張しているところ、A 社の担当者は、B 費は経費であることから、事業主負担分の社会保険料を請求者に負担させていた訳ではない旨陳述している。

また、当該事業所を管轄している C 年金事務所は、B 費は経費であり、A 社から提出された資料では事業主負担分の社会保険料とされているが、報酬決定後の保険料控除ではないため、請求者が事業主負担分の社会保険料を負担していたものと推認できない旨回答している。

さらに、明細書及び給与台帳により、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額（30 万円）は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（30 万円）と同額であることから、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律による保険給付の対象に当たらないため、訂正は認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500722号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1600020号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額について、平成18年7月10日は19万6,000円、平成18年12月11日は19万1,000円、平成19年12月10日は18万6,000円、平成20年7月10日は22万円、平成20年12月10日は35万円、平成21年7月10日は31万5,000円に訂正することが必要である。

平成18年7月10日、平成18年12月11日、平成19年12月10日、平成20年7月10日、平成20年12月10日及び平成21年7月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が、請求者に係る平成18年7月10日、平成18年12月11日、平成19年12月10日、平成20年7月10日、平成20年12月10日及び平成21年7月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成17年12月10日
② 平成18年7月10日
③ 平成18年12月11日
④ 平成19年12月10日
⑤ 平成20年7月10日
⑥ 平成20年12月10日
⑦ 平成21年7月10日

請求期間①から⑦までについて、A社から賞与を支給されていたにもかかわらず、賞与の記録がないので記録を訂正して、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間②から⑦までについて、請求者から提出された賞与明細書、賞与支給

明細書及び金融機関から提出された取引明細表により、請求者がA社から当該期間に係る賞与を支給され、当該賞与額に相当する標準賞与額（請求期間②は20万円、請求期間③は20万円、請求期間④は20万円、請求期間⑤は22万円、請求期間⑥は35万円、請求期間⑦は31万5,000円）に基づく厚生年金保険料に見合う又はそれを下回る厚生年金保険料（請求期間②は1万3,934円、請求期間③は1万3,934円、請求期間④は1万3,934円、請求期間⑤は1万6,496円、請求期間⑥は2万6,862円、請求期間⑦は2万4,176円）を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、標準賞与額については、賞与明細書及び賞与支給明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間②は19万6,000円、請求期間③は19万1,000円、請求期間④は18万6,000円、請求期間⑤は22万円、請求期間⑥は35万円、請求期間⑦は31万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

請求期間①について、請求者から提出された賞与明細書により、請求者はA社から標準賞与額8万円に相当する賞与が支給されているものの、当該賞与から厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

このほか、請求期間①について、請求者の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間①について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500697号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1600021号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額について、平成18年7月10日は7万9,000円、平成18年12月11日は9万6,000円に訂正することが必要である。

平成18年7月10日及び平成18年12月11日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成18年7月10日及び平成18年12月11日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和56年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成18年7月
② 平成18年12月

請求期間①及び②について、A社から賞与が支給されていたにもかかわらず、賞与の記録がないので記録を訂正して、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、請求者から提出された預金通帳及び同僚の賞与明細書により、請求者がA社から当該期間に係る賞与(請求期間①は8万円、請求期間②は10万円)を支給され、当該賞与額に相当する標準賞与額(請求期間①は8万円、請求期間②は10万円)に基づく厚生年金保険料を下回る厚生年金保険料(請求期間①は5,574円、請求期間②は6,967円)を事業主により賞与から控除されていたことが推認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定する

こととなる。

したがって、標準賞与額については、前述の預金通帳及び同僚の賞与明細書により推認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①は7万9,000円、請求期間②は9万6,000円とすることが必要である。

また、請求期間に係る賞与の支給日については、請求者から提出された預金通帳より、請求期間①は平成18年7月10日、請求期間②は平成18年12月11日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500533号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1600016号

第1 結論

請求期間について、請求者のA事務所(現在は、B事務所)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和34年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和52年4月1日から昭和53年4月1日まで

私は、A事務所に臨時職員として勤務していたが、請求期間の厚生年金保険被保険者記録がないので、年金額に反映するよう記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、A事務所に厚生年金保険被保険者記録がある複数の同僚の回答から判断すると、請求者は、期間の特定はできないものの、同事務所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B事務所には、当時の厚生年金保険に関する資料が保管されていないことから、請求期間における厚生年金保険の取扱い及び保険料控除については不明である。

また、請求者のA事務所における雇用保険の資格取得日は、昭和53年4月1日であることが確認でき、厚生年金保険の記録と一致している。

さらに、A事務所において厚生年金保険の被保険者記録がある複数の同僚は、勤務開始数か月を経過した後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることから、同事務所では、勤務開始と同時に資格取得の手続が行われていなかったことがうかがわれる。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500755号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1600018号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和19年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成10年12月1日から平成12年8月8日まで

A社に勤務した期間のうち、平成10年12月1日以降の標準報酬月額が59万円から24万円に下がっている。当時は毎月57万8,500円の給与が変わりなく支給されていたので、年金額に反映されるよう厚生年金保険の記録を見直しを希望する。

第3 判断の理由

請求者がA社から支払われた平成11年3月分給与であるとして提出した給料明細によると、請求者は、事業主から65万円の給与が支払われ、3,250円の厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。請求者は、前記給料明細の厚生年金保険料は、昇給に係る調整分の保険料のみが控除されたもので、翌月からは59万円の標準報酬月額に見合う保険料が控除されていた旨を陳述している。

しかしながら、請求者は、前記給料明細以外に請求期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料の控除額を確認できる資料を所持していない上、当時の事業主からは、厚生年金保険に係る届出及び保険料控除について回答を得ることができず、複数の同僚に照会したものの、給料明細等を保管していないことから、請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、前記給料明細の給与支給額は、59万円の標準報酬月額に相当するものの、厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額(24万円)より低額であり、このほかに厚生年金保険料の控除について確認できる資料はないことから、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律による保険給付の対象に当たらないため、標準報酬月額の訂正は認められない。

さらに、オンライン記録によると、A社における請求者の標準報酬月額は、平

成 10 年 12 月 1 日に 59 万円から 24 万円に変更されていることが確認できるものの、遡及して引き下げられているなど不自然な点は見当たらない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。